ＰＸ法定調書作成システム

電子申告の事前準備マニュアル

第１５版

＜目次＞

Ⅰ　国税・地方税の電子申告の概要 - 1 -
１．国税の電子申告の概要 － 1 －
２．地方税の電子申告の概要 － 2 －
３．ＰＸ法定調書作成システムで電子申告を行う流れ － 3 －
Ⅱ　電子申告の事前準備 - 4 -
１．パソコン環境の確認 － 4 －
２．電子証明書の取得 － 5 －
３．ＩＣカードリーダライタの準備 － 6 －
４．電子申告の事前準備チェックリスト － 7 －

Ⅰ　国税・地方税の電子申告の概要

１．国税の電子申告の概要

(1) 利用できる手続き

手続き	税目等
申告	所得税及び復興特別所得税、相続税、贈与税、法人税、地方法人税、 消費税(地方消費税を含む)、復興特別法人税、酒税及び印紙税に係る申告
納税	全税目に係る納税(源泉所得税の納付や納税証明書の発行のための手数料の納付を含む)
申請・届出	青色申告の承認申請、納税地の異動届及び納税証明書の交付請求、 法定調書の提出などの申請・届出等

(2) 利用開始のための手続

国税の電子申告を開始するには、電子申告・納税等開始(変更等)届出書を、事前に納税地を所轄する税務署にオンライン又は書面で提出する必要があります。

開始届出書の提出後、国税電子申告に必要な利用者識別番号等が発行(通知)されます。

(注) １．一度開始届出を行えば、発行された利用者識別番号を用いて、申告、納税及び申請・届出等のいずれの手続きも行えます。そのため、手続きごとの届出は必要ありません。
２．開始届出を行ったからといって、電子申告が義務付けられるものではないため、従来どおり書面により申告書等を提出することができます。

(3) 申告書の作成・送信

税務ソフト等で申告等データを作成し、電子証明書を添付の上、送信します。

送信した申告データ等の受付結果や申告に関するお知らせ等は、受信通知として国税 e-Tax 内に用意される利用者ごとのメッセージボックスに格納されます。

その他、詳細は国税 e-Tax ホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp/)をご確認ください。

２．地方税の電子申告の概要

(1) 利用できる手続き

手続き	税目等
申告	法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税、法人市町村民税、 固定資産税(償却資産)、個人住民税（給与支払報告や特別徴収関連手続き)、 事業所税
納税	法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税、法人市町村民税、 個人住民税（特別徴収)、事業所税　等
申請・届出	法人 設立・設置 届出書、異動届、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 等

(2) 利用開始のための手続

地方税の電子申告を開始するには、地方税 eLTAX ホームページでのオンライン利用届出が必要です。

利用届出（新規）の提出後、地方税電子申告に必要な利用者 ID 等が発行されます。

複数の地方公共団体へ電子申告する場合、提出先ごとに「利用届出（新規)」を行う必要はありません。提出先が複数ある場合は、「利用届出（変更)」手続きを行って提出先となる地方公共団体を追加します。

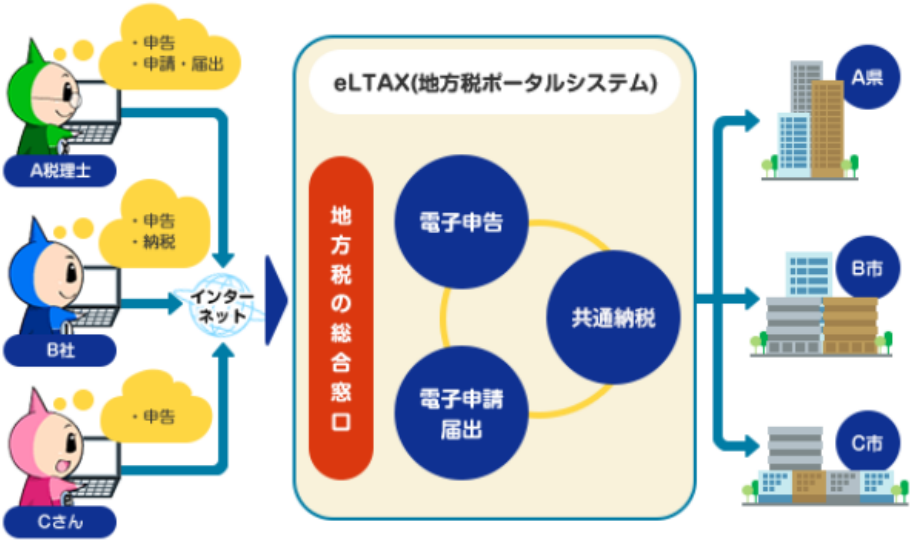
（注）１．一度利用届出（新規）を行えば、発行された利用者 ID を用いて申告、納税及び申請・届出等のいずれの手続きも行えます。申告書提出先や申告税目を追加・変更する場合は、「利用届出（変更)」手続きを行います。

２．利用届出を行ったからといって、電子申告が義務付けられるものではないため、従来どおり書面により申告書等を提出することができます。

(3) 申告書の作成・送信

税務ソフト等で申告等データを作成し、電子証明書を添付の上、送信します。 送信された申告データは、eLTAX ポータルセンタによって受付処理が行われ、提出先となる地方公共団体へ送信されます。

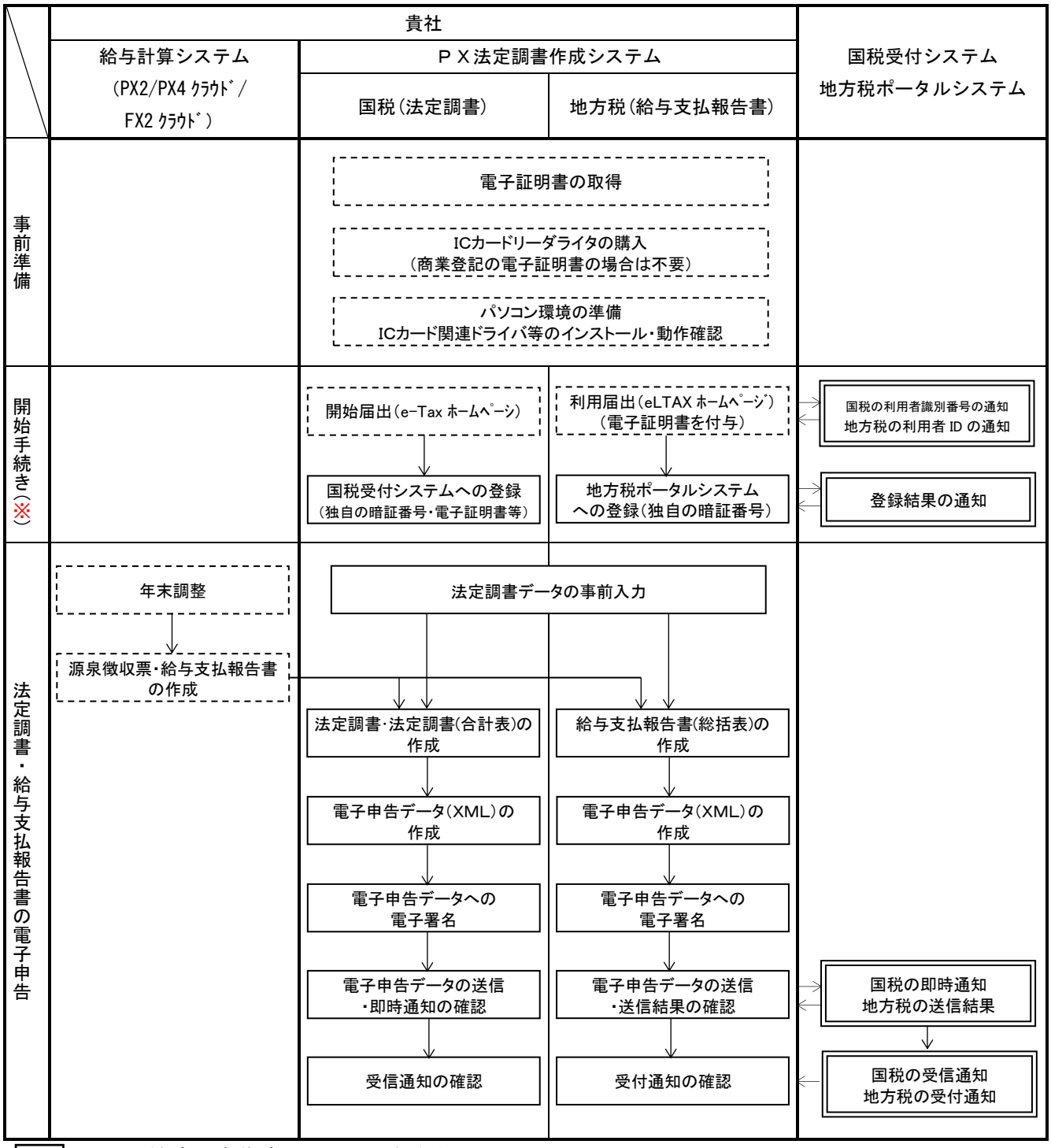
送信した申告データ等の受付結果や地方公共団体からのお知らせなどは、地方税 eLTAX 内に用意される利用者ごとのメッセージボックスに格納されます。



（出典：地方税 eLTAX のホームページ）

その他、詳細は地方税 eLTAX ホームページ(https://www.lta.go.jp/)をご確認ください。

３．ＰＸ法定調書作成システムで電子申告を行う流れ



・・・ＰＸ法定調書作成システムで行う処理

・・・国税受付システム・地方税ポータルシステム内での処理

・・・その他の処理

＜ ※ご注意 ＞

すでに他の税目等で電子申告を実践している場合(会計事務所による代理送信含む)は、新たに「開始手続き」を行う必要はありません。取得済みの「利用者識別番号」「利用者 ID」を用いて電子申告できます。他の税目の電子申告を会計事務所に依頼している場合は、事前にご確認ください。

Ⅱ　電子申告の事前準備

１．パソコン環境の確認

電子申告を行うには、インターネットを利用できる環境が必要となります。
また、国税及び地方税の電子申告で利用できるＯＳ等の環境は以下の通りです。（令和８年１１月現在）

(1) ＯＳ（オペレーティングシステム）

	Windows 11
国税電子申告	○
地方税電子申告	○

(2) Web ブラウザ

	Windows 11
国税電子申告	Microsoft Edge Google Chrome
地方税電子申告(※)	Microsoft Edge Google Chrome

※地方税のブラウザ環境は、PCdesk(Web 版)の動作環境とされており、電子申告の処理には直接影響しません。

最新の情報及びその他の詳細は、国税 e-Tax、地方税 eLTAX のホームページでご確認ください。
国税 e-Tax ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの案内：(https://www.e-tax.nta.go.jp/download/e-taxSoftDownLoad.htm)
地方税 eLTAX ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの案内：(https://www.lta.go.jp/eltax/riyou/pckankyou/)

２．電子証明書の取得

(1) 電子証明書を取得する人

納税者が法人の場合	「代表者」の証明書が必要です
納税者が個人の場合	「納税者本人」の証明書が必要です

(2) ＰＸ法定調書作成システムで使用できる電子証明書

ＰＸ法定調書作成システムでは、以下の電子証明書を使用できます。電子証明書の申込方法や費用等は、取得する電子証明書の種類によって異なります。詳しくは、取得する電子証明書の発行機関や認証局にご確認ください。

電子証明書	発行機関のＨＰ等
「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書	https://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/ (注)ＩＣカードは発行されません。電子証明書(ファイル)をダウンロードして、ハードディスク等に保存します。電子署名は、保存した電子証明書のファイルを指定して行いますので、「ＩＣカードリーダライタ」は使用しません。
公的個人認証サービスに基づく電子証明書（個人番号カード)	https://www.jpki.go.jp/
ＴＤＢ電子認証サービス　Ｔｙｐｅ Ａに係る認証局が作成する電子証明書	https://www.tdb.co.jp/typeA/index.html
AOSign サービスに係る認証局が作成する電子証明書 AOSign サービス G2 に係る認証局が作成する電子証明書	https://www.ninsho.co.jp/aosign/index.html
法人認証カードサービスに係る「商業登記に基礎を置く電子認証制度」を運営する電子認証登記所が作成する電子証明書	https://www.ninsho.co.jp/hojin/index.html
TOiNX 電子入札対応認証サービスに係る認証局が作成する電子証明書	https://service.toinx.net/ebs/
e-Probatio PS2 サービスに係る認証局が作成する電子証明書	https://www.e-probatio.com/
セコムパスポート for G-ID に係る認証局が作成する電子証明書	https://www.secomtrust.net/service/ninsyo/forgid.html ※ファイル型の電子証明書となるため、ＩＣカードは発行されません。
DIACERT-PLUS サービスに係る認証局が作成する電子証明書	https://www.diacert.jp/plus/

(3) 電子証明書用のソフトウェアの登録

電子署名を行うために必要な電子証明書用のソフトウェアを、電子証明書に付属のＤＶＤ等から登録してください。登録方法は、各電子証明書に付属の取扱説明書または発行機関のＨＰ等をご参照ください。

（注）必要となるソフトウェアは電子証明書ごとに異なります。

３．ＩＣカードリーダライタの準備

(1) 対応のＩＣカードリーダライタの確認

電子証明書ごとに対応している(適合性が検証されている)ＩＣカードリーダライタは異なります。

必ず、各電子証明書の発行機関のＨＰで、対応のＩＣカードリーダライタをご確認の上、ご用意ください。

電子証明書	発行機関ＨＰの関連ページ
公的個人認証サービスに基づく電子証明書（個人番号カード）	https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html
ＴＤＢ電子認証サービス　Ｔｙｐｅ Ａに係る認証局	https://www.tdb.co.jp/typeA/application02/
AOSign サービスに係る認証局が作成する電子証明書 AOSign サービス G2 に係る認証局が作成する電子証明書	https://www.ninsho.co.jp/aosign/forsubscriber/iccrw_view.html
法人認証カードサービスに係る「商業登記に基礎を置く電子認証制度」を運営する電子認証登記所が作成する電子証明書	https://www.ninsho.co.jp/hojin/forsubscriber/iccrw_view.html
TOiNX 電子入札対応認証サービスに係る認証局が作成する電子証明書	https://service.toinx.net/ebs/newuser/require/
e-Probatio PS2 サービスに係る認証局が作成する電子証明書	https://www.e-probatio.com/about/confirmedreader.html
DIACERT-PLUS サービスに係る認証局が作成する電子証明書	https://www.diacert.jp/plus/service/system_reqs.html

(2) ＩＣカードリーダライタのドライバの登録

ＩＣカードに格納された電子証明書で電子署名するには、ＩＣカードリーダライタとＩＣカード専用のドライバをパソコンに登録する必要があります。

ご利用のＩＣカードリーダライタに付属のＣＤ－ＲＯＭ等から、パソコンにドライバを登録してください。登録手順については、付属の取扱説明書または製造元のＨＰ等をご参照ください。

４．電子申告の事前準備チェックリスト

電子申告の事前準備	ﾁｪｯｸ
＜ パソコン環境 ＞	
1．パソコンのOSは Windows 11 ですか？ （注）ICカードリーダライタのドライバは、メーカーによりOSへの対応状況が異なりますので、最新の対応状況については、各メーカーのHP等で確認してください。	□
2．空きUSBポートはありますか？	□
3．ウイルス対策ソフトは最新版になっていますか？	□
4．インターネットに接続できますか？	□
5．Windows Update は完了していますか？ (1) インターネット利用におけるセキュリティ確保のため、Windows Update を行ってください。	□
＜ 電子証明書の準備 ＞	
6．代表者(個人の場合は納税者本人)の電子証明書を取得していますか？ □公的個人認証サービス(個人番号カード) □商業登記 □その他(　　)	□
7．ICカードリーダライタを取得していますか？ （注)ICカード格納型の電子証明書を利用する場合に必要です。 電子証明書によって対応している機種が異なります。必ず、発行機関のHP等で確認してください。	□
＜ ソフトウェアの登録 ＞	
8．電子証明書用のソフトウェアは登録されていますか？ (1) 電子署名を行うには、電子証明書用のソフトウェアをパソコンに登録する必要があります。登録方法は、電子証明書に付属の説明書または発行機関のHP等をご参照ください。	□
9．ICカードリーダライタのドライバはパソコンに登録されていますか？ (1) 電子署名を行うには、ICカードリーダライタのドライバをパソコンに登録する必要があります。登録方法は、ICカードリーダライタに付属の説明書またはメーカーのHP等をご参照ください。	□

（注）上記チェックリストは国税と地方税の両方を電子申告することを前提に、令和８年１１月現在の国税 e-Tax ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ及び地方税 eLTAX ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞで案内されている推奨環境を基に作成しています。

以上